

廃棄物海洋投入処分の許可等に関する省令案及び廃棄物海洋投入処分の許可の申請に関し
必要な事項を定める告示(ガイドライン)案について

1 省令案の概要について

昨年5月19日に、廃棄物海洋投入処分の許可制度の導入を主な内容とする「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律」(平成16年法律第48号。以下「改正法」という。)が公布されたところである。

改正法においては、許可制度の運用に当たり必要な事項は環境省令で定めることとされている。

この環境省令の主な内容は以下のとおりである。

廃棄物海洋投入処分の許可申請書の様式を定めること

廃棄物海洋投入処分の実施計画として記載すべき事項を定めること

- ・ 海洋投入処分期間
- ・ 海洋投入処分期間中の海洋投入処分量
- ・ 1年ごとの海洋投入処分量
- ・ 廃棄物の排出海域及び排出方法

排出海域の汚染状況の監視に関する計画として記載すべき事項を定めること

- ・ 監視の方法及び頻度

海洋環境に及ぼす影響についての事前評価に関する書類に記載すべき事項を定めること

- ・ 海洋投入処分をしようとする廃棄物の特性
- ・ 廃棄物の種類ごとの事前評価項目
- ・ 事前評価項目のうち、廃棄物の数量及び特性、排出海域の状況を勘案して調査を行う項目(調査項目)
- ・ 調査項目の現況及び把握の方法
- ・ 海洋環境に及ぼす影響の予測を行うために把握した気象等自然的条件の現況及び把握の方法
- ・ 調査項目の変化の程度及びその範囲、予測の方法
- ・ 事前評価の結果 等

許可申請書の添付書類等を定めること

- ・ 海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類
- ・ 排出海域の位置及び範囲を示す図面

排出海域及び排出方法に関する基準を定めること

- ・ 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令(昭和46年政令第201号。以下「海防令」という。)第7条及び別表第3において規定されていた事項を移し替え。

排出海域の汚染状況の監視結果の報告について定めること

変更許可、軽微な変更に関する事項を定めること

このほか、海洋施設からの廃棄物海洋投入処分に係る排出海域及び排出方法に関する基準は、海防令第10条において規定されていた事項を移し替えるとともに、海洋施設の廃棄に関する規定を、上記 ~ に準じて設けることとする。

2 廃棄物海洋投入処分の許可申請に関するガイドライン（案）の概要について

1 の省令案 ～ までに掲げる許可申請書及び許可申請書の添付書類の記載事項を具体的に記載するためのガイドラインを、告示として制定する。

主な内容は、以下のとおりである。

海洋投入処分の許可申請書の記載に当たっての留意事項

イ 海洋投入処分の実施計画に係る事項の記載方法

- a 海洋投入処分期間は、5年を超えない範囲内で、廃棄物の発生する事業の計画その他廃棄物の発生の見通し等を踏まえて設定し、記載すること
- b 海洋投入処分期間中に海洋投入処分をしようとする廃棄物の数量の見込みを記載すること
- c 海洋投入処分期間が一年を超える場合にあっては、一年ごとの海洋投入処分の見込みを記載すること
- d 廃棄物の排出海域及び排出方法について分かりやすく記載すること 等

ロ 廃棄物の排出海域の汚染状況の監視に関する計画に係る事項の記載方法

- a 監視の項目は、
 - ・ 海洋投入処分をした廃棄物の数量
 - ・ 法令に定める有害物質等に関する基準（判定基準）の適合状況
 - ・ 海洋投入処分をした海域の状況について確認することとすること
- b 海域の状況に係る監視の方法は、事前評価に対応した方法とすること
- c 監視の頻度は、許可の有効期間を勘案した時期及び回数とすること 等

許可申請書の添付書類の記載に当たっての留意事項

イ 廃棄物が海洋投入処分以外に適切な処分の方法がないものであることを説明する書類の記載方法

廃棄物の種類ごとに、廃棄物の発生量の削減に関する取組、廃棄物の最終処分量の削減に関する取組、海洋投入処分量の削減に関する取組等を記載すること

ロ 海洋環境に及ぼす影響についての事前評価に関する書類の記載方法

- 廃棄物の種類ごとに、別添のプロセスに沿ったかたちで海洋環境に及ぼす影響の調査・評価を実施し、その結果を記載すること

3 今後のスケジュール等

改正法の施行は平成 19 年 4 月 1 日であり、本省令案及びガイドライン案についても、同日の施行を見込んでいる。